

令和 3 年 6 月 1 0 日
 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
 「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）」及び
 「刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条
 第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

| 事 項 | 内 容 |
|----------|---|
| 実施行政機関等 | 厚生労働省 |
| 事業概要 | <p>① 刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）【事業①】 事業主に対して刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就業状況を把握する。</p> <p>② 刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）【事業②】 刑務所出所者等就労支援事業のうち、職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学に要する経費の支給等を委託する。</p> |
| 実施期間 | 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 |
| 受託事業者 | <p>【事業①】（協力雇用主等支援業務）</p> <p>東京都 : 特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構 神奈川県 : 特定非営利活動法人 神奈川県就労支援事業者機構 愛知県 : 特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構 大阪府 : 特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構 福岡県 : 特定非営利活動法人 福岡県就労支援事業者機構</p> <p>【事業②】（支給業務等） 特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構</p> |
| 契約金額（税抜） | <p>【事業①】（協力雇用主等支援業務）</p> <p>東京都 : 14,217,000 円 神奈川県 : 8,658,030 円 愛知県 : 8,650,000 円 大阪府 : 14,000,000 円 福岡県 : 8,800,000 円</p> |

| | |
|-------|---|
| | 【事業②】（支給業務等） 5,451,632 円 |
| 入札の状況 | 【事業①】（協力雇用主等支援業務） 東京都 1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝0 者）不落随契 神奈川県 1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者） 愛知県 1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者） 大阪府 1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者） 福岡県 1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者） 【事業②】（支給業務等） 1 者応札（説明会参加）＝1 者／予定価内＝1 者） |
| 事業の目的 | 厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。 |
| 選定の経緯 | 本事業は、1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められる事業として、公共サービス改革基本方針（令和元年 7 月閣議決定）別表において、新規事業として選定された。 |

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保及び確保されるべき質において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

厚生労働省から提出された令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

| 事 項 | 内 容 | |
|---------------|------------------------------------|-------|
| 確保されるべき質の達成状況 | 【事業①】（協力雇用主等支援業務） | |
| | 確保されるべき水準 | 評価 |
| | 本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか仕様書に沿った対応をし、業 | 適切に実施 |

| | 務の履行を遵守すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------|---------|---------|-----------|--------|--|-------|---|-------|---|---------------------------|----|-----|---------|---------|---------|---------|------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|---------|---------|
| | 実施対象地域ごとに設定した求人開拓業務等における接触事業者数 | 全ての実施対象地域において目標を達成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施対象地域ごとに設定した目標開拓求人数 | 全ての実施対象地域において目標を達成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※実施対象地域ごとの結果は以下のとおり</p> <p>事業者には、面談のほか、電話や郵便などの方法で接触</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施対象地域名</th> <th colspan="2">接触事業者数</th> <th colspan="2">開拓求人数</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績</th> <th>目標値</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>3,500 者</td> <td>4,795 者</td> <td>1,600 人</td> <td>3,499 人</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>1,000 者</td> <td>1,927 者</td> <td>1,000 人</td> <td>1,204 人</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>1,300 者</td> <td>1,599 者</td> <td>1,000 人</td> <td>1,792 人</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>3,000 者</td> <td>3,339 者</td> <td>1,600 人</td> <td>2,246 人</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>1,500 者</td> <td>3,339 者</td> <td>1,000 人</td> <td>1,299 人</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 実施対象地域名 | 接触事業者数 | | 開拓求人数 | | 目標値 | 実績 | 目標値 | 実績 | 東京都 | 3,500 者 | 4,795 者 | 1,600 人 | 3,499 人 | 神奈川県 | 1,000 者 | 1,927 者 | 1,000 人 | 1,204 人 | 愛知県 | 1,300 者 | 1,599 者 | 1,000 人 | 1,792 人 | 大阪府 | 3,000 者 | 3,339 者 | 1,600 人 | 2,246 人 | 福岡県 | 1,500 者 | 3,339 者 | 1,000 人 | 1,299 人 |
| 実施対象地域名 | 接触事業者数 | | 開拓求人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 目標値 | 実績 | 目標値 | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東京都 | 3,500 者 | 4,795 者 | 1,600 人 | 3,499 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神奈川県 | 1,000 者 | 1,927 者 | 1,000 人 | 1,204 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛知県 | 1,300 者 | 1,599 者 | 1,000 人 | 1,792 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府 | 3,000 者 | 3,339 者 | 1,600 人 | 2,246 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福岡県 | 1,500 者 | 3,339 者 | 1,000 人 | 1,299 人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>【事業②】（支給業務等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確保されるべき水準</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか別添資料 1 から別添資料 4 ままでに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。</td> <td>適切に実施</td> </tr> <tr> <td>各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行うこと。</td> <td>適切に実施</td> </tr> <tr> <td>トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから、6 週間以内の支給・不支給決定が 80% 以上であること</td> <td>未達成 28.4% (31 件/109 件)</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 確保されるべき水準 | 評価 | 本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか別添資料 1 から別添資料 4 ままでに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。 | 適切に実施 | 各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行うこと。 | 適切に実施 | トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから、6 週間以内の支給・不支給決定が 80% 以上であること | 未達成 28.4% (31 件/109 件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保されるべき水準 | 評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか別添資料 1 から別添資料 4 ままでに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。 | 適切に実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行うこと。 | 適切に実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから、6 週間以内の支給・不支給決定が 80% 以上であること | 未達成 28.4% (31 件/109 件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間事業者からの改善提案 | 該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(3) 実施経費（税抜）

事業①（協力雇用主等支援業務）に係る実施経費は、従来経費と比較して、下記のとおり、各実施対象地域において削減を達成しており、全体では3.2%（1,776,828円）の削減を達成している。

また、事業②（支給業務等）に係る実施経費は、従来経費と比較して、17.4%（3,012,956円）の削減を達成している。

【事業①】（協力雇用主等支援事業）

| 実施対象地域 | 従来経費（税抜） （令和元年度） | 実施経費（税抜） （令和2年度） | 増減額 | 増減率 |
|--------|---------------------|---------------------|-----------|-------|
| 東京都 | 14,923,094円 | 14,217,000円 | △706,094円 | △4.7% |
| 神奈川県 | 8,976,297円 | 8,658,030円 | △318,267円 | △3.6% |
| 愛知県 | 8,976,297円 | 8,650,000円 | △326,297円 | △3.6% |
| 大阪府 | 14,081,567円 | 14,000,000円 | △81,567円 | △0.6% |
| 福岡県 | 9,144,603円 | 8,800,000円 | △344,603円 | △3.8% |

【事業②】（支給業務等）

| | |
|---------------|--------------------------|
| 従来経費（税抜）（元年度） | 17,319,502円 |
| 実施経費（税抜）（2年度） | 5,451,632+実費（8,854,914）円 |
| 増減額（税抜） | △3,012,956円 |
| 増減率 | △17.4% |

※従来経費については、精算の結果生じた17,101,640円の返還金分を除いている。

(4) 選定の際の課題に対応する改善

| | |
|----|---|
| 課題 | 本事業については、競争性に課題が認められたところ、事業を協力雇用主等支援事業（事業①）と支給業務等（事業②）に分割し、事業①は総合評価落札方式を、事業②は最低価格落札方式を導入し、入札公告期間の確保、従来の実施状況に関する詳細な情報の開示などを実施したが、結果1者応札するに至り、課題が残った。 |
|----|---|

(5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質について、事業①（協力雇用主等支援業務）については、事業者にも面談のほか電話や郵便などの方法を活用してアプローチすることにより、全ての実施対象地域において目標値を上回っており、目標を達成していると評価できる。事業②（支給業務等）について、

業務履行の遵守や適正な審査及び支給・不支給決定については、適切に実行されていたものの、申請書を受理してから6週間以内の支給・不支給決定が目標数値から大幅に下回っており、達成されたと評価することはできない。しかしながら、6週間以内の支給・不支給決定が達成されなかった主な要因は、申請書に不備があった場合における申請者側の対応の遅れであり、全てが受託者の対応に問題があった訳ではないことから、対応策の検討を要する。

実施経費について、事業①（協力雇用主等支援業務）については、全体で3.2%の削減、事業②（支給業務等）については、17.4%の削減となっており、効果があったものと評価できる。

一方、入札において1者応札となっており、競争性の確保について課題が残った。

なお、本事業の実施期間中に受託事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為もなかった。また、厚生労働省内に設置している外部有識者等で構成される雇用保険二事業に関する懇談会において、目標の妥当性などについて審議及び評価が行われ、施策継続の評価を受けており、契約方法の妥当性等は、一般会計特別会計公共調達委員会において、「問題なし」との審査を受けている。

（6）今後の方針

以上のとおり、競争性の確保及び確保されるべき質において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、広報を工夫するなど複数応札の実現に向けて検討するとともに、質の確保に向けた対応策について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

なお、厚生労働省から、事業を分割して民間競争入札を実施することについては、過去のヒアリング結果からも有効な方策と捉えていることから、継続して実施していく旨が示されている。

令和3年5月26日
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課
就労支援室

民間競争入札実施事業
「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援事業）」の
実施状況報告について

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

事業主に対して刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就業状況を把握する。

(1) 業務内容

ア 啓発・支援業務

協力雇用主及び人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主を対象に、対象求人の確保に資することを目的として、啓発・支援業務を実施する。

イ 求人開拓業務

協力雇用主及び人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主からの対象求人（①事業実施対象地域内に所在する事業所のものであること、②事業実施対象地域内を就業地とするものであること、③原則として、雇用保険一般被保険者となることが見込まれるものであること及び④刑務所出所者等就労支援事業専用求人であること。）の開拓業務を実施する。

ウ 情報収集業務

対象情報（①刑務所出所者等の雇用に関する事業主の要望、②対象事業主に雇用されている刑務所出所者等の就労状況及び③その他厚生労働省が刑務所出所者等の就労支援のために必要と認める情報）の収集業務を実施する。

エ 関係機関との連携

関係機関（労働局、公共職業安定所、矯正施設、保護観察所その他の刑務所出所者等を支援する団体等）と連携・協力して本事業を実施する。また、啓発・支援業務及び求人開拓業務の詳細な実施方法等について、関係

機関と必要な調整を行う。

(2) 事業の目的

厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 受託事業者

- ①東京都分：特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構
- ②神奈川県分：特定非営利活動法人 神奈川県就労支援事業者機構
- ③愛知県分：特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構
- ④大阪府分：特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構
- ⑤福岡県分：特定非営利活動法人 福岡県就労支援事業者機構

(5) 実施状況の評価期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(6) 受託事業者決定の経緯

令和2年度刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施した。令和2年2月28日に開札した結果、実施対象地域ごとに1者の応札があり、東京都分を除いた4つの実施対象地域については、予定価格の範囲内であったことから、当該者を落札者として決定した。

なお、東京都分については、1者（東京都就労支援事業者機構）のみの応札であったが、改札の結果予定価格の範囲内の入札書が提出されなかった。

東京都就労支援事業者機構は、当業務を開始した平成27年度から令和元年度まで再委託により当業務を受託していたほか、提出された技術提案書からも業務の実施が可能であると、認められたことから、見積書を提出させ、価格交渉を行った結果、予定価格の範囲内の見積書が提出され、積算内容も適当と認められたため、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第

99 条の 2 に基づいて随意契約を締結した。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 業務履行の遵守

1) 水準：本事業の実施に当たっては、実施要項のほか仕様書に沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

2) 結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、民間事業者は、業務の実施要領のほか、仕様書に沿った業務の実施を行った。

(2) 事業の目標及び結果

1) 水準：本事業の実施に関して確保されるべき質を確保するため、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。

2) 結果：令和 2 年度の実績は以下のとおり。

| 実施対象地域名 | 接触事業者数 | | 開拓求人数 | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 目標値 | 実績 | 目標値 | 実績 |
| 東京都 | 3,500 者 | 4,795 者 | 1,600 人 | 3,499 人 |
| 神奈川県 | 1,000 者 | 1,927 者 | 1,000 人 | 1,204 人 |
| 愛知県 | 1,300 者 | 1,599 者 | 1,000 人 | 1,792 人 |
| 大阪府 | 3,000 者 | 3,339 者 | 1,600 人 | 2,246 人 |
| 福岡県 | 1,500 者 | 3,339 者 | 1,000 人 | 1,299 人 |

(3) 評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業者へのアプローチには制約があったものの、面談に加えて電話や郵便などの方法を活用することにより、すべての実施対象地域において、接触事業者数、開拓求人数ともに目標を達成している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全体の求人数が減少傾向にあることを踏まえると、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たしていると評価できる。

3. 実施経費の状況及び評価

(東京)

| | |
|---------------|--------------|
| 従前経費（税抜）（元年度） | 14,923,094 円 |
| 実施経費（税抜）（2年度） | 14,217,000 円 |
| 増減額 | ▲706,094 円 |
| 増減率 | ▲4.7% |

(神奈川)

| | |
|---------------|-------------|
| 従前経費（税抜）（元年度） | 8,976,297 円 |
| 実施経費（税抜）（2年度） | 8,658,030 円 |
| 増減額 | ▲318,267 円 |
| 増減率 | ▲3.6% |

(愛知)

| | |
|---------------|-------------|
| 従前経費（税抜）（元年度） | 8,976,297 円 |
| 実施経費（税抜）（2年度） | 8,650,000 円 |
| 増減額 | ▲326,297 円 |
| 増減率 | ▲3.6% |

(大阪)

| | |
|---------------|--------------|
| 従前経費（税抜）（元年度） | 14,081,567 円 |
| 実施経費（税抜）（2年度） | 14,000,000 円 |
| 増減額 | ▲81,567 円 |
| 増減率 | ▲0.6% |

(福岡)

| | |
|---------------|-------------|
| 従前経費（税抜）（元年度） | 9,144,603 円 |
| 実施経費（税抜）（2年度） | 8,800,000 円 |
| 増減額 | ▲344,603 円 |
| 増減率 | ▲3.8% |

市場化テスト導入前（令和元年度）と導入後（令和2年度）の契約額を比較した結果、全体で、1,776,828 円、3.2%の減額となった。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「一般会計特別会計公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を毎年度受けており、令和2年度の審査結果は「問題なし」とされている。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会（※）において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が毎年度行われており、令和2年度の評価は「a 評価」（施策継続）となっている。

※ 雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本的見直し」などの評価を行うもの。

5. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共調達審査会、雇用保険二事業懇談会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、公告期間の延長、実績に係る評価基準の変更等を行った上で、競争入札の実施を行ったが一者応札であった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は、すべての実施対象地域において、接触事業者数、開拓求人数ともに目標を達成しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全体の求人数が減少傾向にあることを踏まえると、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たしていると評価できる。
- ⑤ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、1,776,828 円の減額となった。

6. 今後の事業

本事業は、市場化テストの対象となり、経費及び実施体制に係る情報開示の充実や、達成すべき質の定量的・客観的な明示、業務内容の明確化を行ったが、一者応札となっている。

なお、事業の分割については、過去の入札不参加者に対するヒアリングにおいて、5都府県に拠点を設けることが困難との意見も出されており複数者応札の実現に向けて、有効な方策と捉えているところ。

このため、事業の分割を継続した上で、広報の工夫など入札公告を工夫することなどにより、複数者応札の実現に向けて努める等、次期事業においても引き続き市場化テストによる民間競争入札を継続して実施することとしたい。

民間競争入札実施事業

「刑務所出所者等就労支援事業（支給業務）」の実施状況報告について

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

刑務所出所者等就労支援事業のうち、職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学会に要する経費の支給等を委託する。

(1) 業務内容

ア 職場体験講習実施奨励金の審査及び支給

刑務所出所者等に職場体験講習を行う事業主に対して、必要な給付処理（事業主に対して、職場体験講習実施奨励金を支給することを含む。）を実施する。

イ 職場体験講習受講援助費の審査及び支給

職場体験講習を受講する刑務所出所者等（以下「受講生」という。）に対して、必要な給付処理（刑務所出所者等に対して、職場体験講習受講援助費を支給することを含む。）を実施する。

ウ 傷害賠償責任保険の加入

受託者は、受講生が受講中及び通所途上に事故等により怪我をした場合及び受講生が受講中に講習実施者等に損害を与えた場合に備えて、傷害賠償責任保険に加入する。

エ 試行雇用助成金の審査及び支給

刑務所出所者等を試行的に雇用する事業主に対して、必要な給付処理（事業主に対して、試行雇用助成金を支給することを含む。）を実施する。

オ セミナー及び事業所見学会の必要経費の審査及び支給

（ア）セミナー

安定所、保護観察所又は矯正施設が企画・実施する刑務所出所者等を聴講者とするセミナー実施に係る費用の支払いを行う。

（イ）事業所見学会

安定所、保護観察所又は矯正施設が企画する刑務所出所者等を対象とする事業所見学会の実施に係る経費の支払いを行う。

(2) 事業の目的

厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 受託事業者

特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

(5) 実施状況の評価期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(6) 受託事業者決定の経緯

令和2年度刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した。令和2年2月28日に開札した結果、1者（全国就労支援事業者機構）の応札があり、予定価格の範囲内であったことから、当該者を落札者として決定した。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 業務履行の遵守

1) 水準：本業務の実施に当たっては、実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

2) 結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、民間事業者は、業務の実施要領のほか、実施計画に沿った業務の実施を行った。

(2) 適正な審査及び支給・不支給決定

1) 水準：各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行うこと。

2) 結果：適切に実施された。

本事業の実施に当たり、民間事業者は詳細な審査方法等について厚労省と調整を行い、迅速に業務を進めた。

(3) 事業の目標及び評価

1) 水準：トライアル雇用結果兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であること。

2) 結果：未達成

トライアル雇用結果試行雇用助成金支給申請書を受理してから6週間以内の支給・不支給決定が28.4%であった(31件/109件)。

(4) 評価

事業の目標は未達成となったところ、トライアル雇用結果試行雇用助成金支給申請書に不備があった場合における事業者の対応の遅れ等が主な要因となっており、必ずしも、受託者の対応に問題があったとは言い切れない側面もあると考えられる。特に、不支給決定については、達成割合が、9.4%(3件/31件)となっているところ、その多くが、不備対応が行われなかった結果、不支給となったものであった。

3. 実施経費の状況及び評価

| | |
|---------------|--------------------------|
| 従前経費（税抜）（元年度） | 17,319,502 円 |
| 実施経費（税抜）（2年度） | 5,451,632+実費（8,854,914）円 |
| 増減額 | ▲3,012,956 円 |
| 増減率 | 17.4%減 |

※従前経費は、精算の結果生じた17,101,640円の返還金を除いた金額。

市場化テスト導入前（令和元年度）と導入後（令和2年度）の契約額を比較した結果、3,012,956円、17.4%の減額となった。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「一般会計特別会計公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を毎年度受けており、令和2年度の審査結果は「問題なし」とされている。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会（※）において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が毎年度行われており、令和2年度の評価は「a評価」（施策継続）となっている。

※雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本的見直し」などの評価を行うもの。

5. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりとなる。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けたり、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共調達審査会、雇用保険二事業懇談会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、公告期間の延長、仕様書の見直し等を行った上で、競争入札の実施を行ったが一者応札であった。
- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は、未達成となったところであるが、必ずしも、受託者の対応に問題があったとは言い切れない側面もあると考えられる。このため、事業者の申請に不備が生じないようチェックリストを作成するなどの対応策を検討する。
- ⑤ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、3,012,956 円の減額となった。

6. 今後の事業

本事業は、市場化テストの対象となり、経費及び実施体制に係る情報開示の充実や、達成すべき質の定量的・客観的な明示、業務内容の明確化を行ったが、一者応札となっている。

なお、事業の分割については、支給業務と協力雇用主等支援事業とは性格が全く異なる業務であり、複数者応札の実現に向けて、有効な方策と捉えているところ。

このため、事業の分割を継続した上で、広報の工夫など入札公告を工夫することなどにより、複数者応札の実現に向けて努める等、次期事業においても引き続き市場化テストによる民間競争入札を継続して実施することとしたい。